五（一）　国内登録検査機関の名称　株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ
（二）　変更前の登録の区分　一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
二　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
（三）　変更後の登録の区分　一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）
（四）　変更年月日　平成二十六年一月一日
六（一）　外国登録検査機関の名称　中国品質認証センター
（二）　変更前の登録の区分　一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。）
二　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）
三　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
四　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）
五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
六　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
十　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）
（三）　変更後の登録の区分　一　電線
二　ヒューズ
三　配線器具
四　電流制限器
五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器
六　電熱器具
七　電動力応用機械器具
八　電子応用機械器具
九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）
十　携帯発電機
（四）　変更年月日　平成二十六年一月一日
七（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　エルゲーアー　プロダクツ　ゲーエムベーハー
（二）　変更前の登録の区分　一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第二項に係るものに限る。）
二　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）
三　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
五（三）　変更後の登録の区分　一　電線
二　ヒューズ
三　配線器具
四　小形単相変圧器及び放電灯用安定器
五　電熱器具
六　電動力応用機械器具
七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）
八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）
（四）　変更年月日　平成二十六年一月一日
八（一）　外国登録検査機関の名称　テュフ　ラインランド　台湾　リミテッド
（二）　変更前の登録の区分　一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）
二　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
三　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
八　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
（三）　変更後の登録の区分　一　小形単相変圧器及び放電灯用安定器
二　電熱器具
三　電動力応用機械器具
四　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）第十九条第二号から第八号までに掲げるものを除く。）
（四）　変更年月日